

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

保健福祉部

○監査公表二件

福島県監査委員会

監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成20年 5 月16日

- | | | | |
|----------|-----------------------------|---------|---------|
| 1 監査実施期間 | 平成20年 2 月 5 日～平成20年 3 月 7 日 | 福島県監査委員 | 小松山 善 継 |
| 2 監査対象機関 | 公所61箇所 | 福島県監査委員 | 加 藤 雅 美 |
| 3 監査の結果 | | 福島県監査委員 | 高 野 直 実 |
| | | 福島県監査委員 | 高 野 宏 之 |
- 監査は、平成18会計年度及び平成19会計年度の財務に関する事務(安積高等学校は平成19会計年度の事務)について実施した。
- (1) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
消費生活センター	平成20年 3 月 7 日	小松山善継	音高 純夫 書面監査	平成20年 1 月22日
環境センター	平成20年 2 月 5 日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成20年 1 月10日

消防学校	平成20年 3 月 7 日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年 1 月23日
------	---------------	-------	-------	------	--------------

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
女性のための相談支援センター	平成20年 2 月13日	小松山善継	高野 宏之 実地監査	平成20年 1 月23日
総合衛生学院	平成20年 2 月13日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成20年 1 月16日
会津若松看護専門学校	平成20年 2 月14日	加藤 雅美	音高 純夫 実地監査	平成20年 1 月11日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 支出事務において、内部牽制が機能していない。

「事実」

平成17年度に係る一般廃棄物処理業務委託について契約を行ったが、支出負担行為及び支出手続を行わないまま出納整理期間が経過したため、平成17年度による支払いが不能となり、平成19年 1 月19日に過年度支出している。

契約金額 259,200円

契約期間 平成17年 4 月 1 日～平成18年 3 月31日

「是正・改善等の意見」

支出の事務執行に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、事務の進捗管理と点検確認を行い、内部牽制体制の強化を図る必要がある。(女性のための相談支援センター)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 物品の賃貸借契約において、複数年にわたる継続使用を意図しているにもかかわらず、単年度の契約を結び、翌年度以降は随意契約により契約更新をし

ている。(総合衛生学院)

・単身赴任手当が不足支給(1人67,500円)となっている。(総合衛生学院)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北家畜保健衛生所	平成20年3月7日	小松山善継 音高 純夫	書面監査	平成20年1月22日
県南家畜保健衛生所	平成20年2月6日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月17日
会津家畜保健衛生所	平成20年3月7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年2月5日
相双家畜保健衛生所	平成20年3月7日	加藤 雅美 音高 純夫	書面監査	平成20年2月5日
いわき家畜保健衛生所	平成20年3月7日	加藤 雅美 高野 宏之	書面監査	平成20年1月30日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・単身赴任手当が不足支給(1人90,000円)となっている。(県北家畜保健衛生所)
- ・単身赴任手当が不足支給(1人15,000円)となっている。(県南家畜保健衛生所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 音高 純夫	書面監査	平成20年1月23日
橘高等学校	平成20年2月13日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月18日
福島西高等学校	平成20年2月13日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月22日

校	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島東高等学校	平成20年3月7日	加藤 雅美 高野 宏之	書面監査	平成20年1月22日
川俣高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 音高 純夫	書面監査	平成20年1月23日
保原高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年2月13日
安達東高等学校	平成20年2月13日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月10日
安積高等学校	平成20年2月5日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月16日
安積黎明高等学校	平成20年2月6日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月10日
郡山東高等学校	平成20年2月5日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月11日
郡山高専学校	平成20年3月7日	加藤 雅美 音高 純夫	書面監査	平成20年2月13日
清陵情報高等学校	平成20年2月7日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月11日
長沼高等学校	平成20年2月7日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月18日
白河高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年2月14日
白河旭高等学校	平成20年2月6日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月16日
石川高等学校	平成20年2月6日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月16日
船引高等学校	平成20年2月14日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月11日
小野高等学校	平成20年2月14日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月18日
葵高等学校	平成20年2月7日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年1月16日
会津学鳳高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 音高 純夫	書面監査	平成20年1月30日
若松商業高等学校	平成20年2月14日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年1月18日
喜多方高等学校	平成20年3月7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年2月6日

校						
大沼高等学校	平成20年2月7日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年1月17日	
坂下高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成20年1月31日	
平商業高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	高野 宏之	書面監査	平成20年2月5日	
いわき総合高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成20年1月30日	
勿来高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成20年1月31日	
四倉高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	高野 宏之	書面監査	平成20年2月6日	
浪江高等学校	平成20年2月5日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年1月16日	
双葉高等学校	平成20年2月5日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年1月17日	
相馬高等学校	平成20年3月7日	加藤 雅美	音高 純夫	書面監査	平成20年2月6日	
新地高等学校	平成20年3月7日	小松山善継	高野 宏之	書面監査	平成20年2月7日	
いわき聖の杜高等学校	平成20年3月7日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成20年1月31日	
豊学校	平成20年2月13日	小松山善継	高野 宏之	実地監査	平成20年1月11日	
豊学校平分校	平成20年3月7日	加藤 雅美	音高 純夫	書面監査	平成20年2月6日	
大笹生養護学校	平成20年3月7日	小松山善継	高野 宏之	書面監査	平成20年2月14日	
須賀川養護学校	平成20年2月7日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成20年1月10日	
石川養護学校	平成20年2月7日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成20年1月17日	
会津養護学校	平成20年3月7日	加藤 雅美	音高 純夫	書面監査	平成20年2月14日	
猪苗代養護学校	平成20年2月13日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成20年1月17日	
平養護学校	平成20年3月7日	小松山善継	高野 宏之	書面監査	平成20年2月7日	

いわき養護学校	平成20年3月7日	加藤 雅美	音高 純夫	書面監査	平成20年2月5日
---------	-----------	-------	-------	------	-----------

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
指摘事項

・ 授業料の収人事務に適切でないものがある。

【事実】

新入生の4月分授業料について、入学日にPTA会費等の諸納金とともに現金を預かり、校長名義の任意の「船校19年度入学生」預金口座に入金し、その後、同口座から払戻しをして現金等納付書により納入し、翌月に免除者に対して返金処理を行っている。

- 1 入学を許可した日 平成19年4月10日
- 2 調定年月日 平成19年4月10日
- 3 調定額 1,920,000円 (9,600円×200名)
- 4 県の収入とした日 平成19年4月24日
- 5 授業料 1,728,000円

【是正・改善等の意見】

授業料の収人事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(船引高等学校)

・ 通勤手当の支給に適切でないものがある。

【事実】

教員Aに係る通勤手当について、認定額の誤りに加え、高速自動車国道を利用しない日数が1月の勤務を要する日のうち7日を超えているにもかかわらず、高速自動車国道等利用職員とした場合の手当額を支給したため、過支給となっている。

	18年度	19年度
正当支給額	632,409円	455,385円
既支給額	952,500円	617,575円
過支給額	320,091円	162,190円

【是正・改善等の意見】

通勤手当の支給に当たっては、支給要件を十分に確認の上、適正に行うこと。

(船引高等学校)

・ 証紙収入の事務処理に適切でないものがある。

【事実】

高等学校入学の誓約書に貼付された収入証紙について、消印されていないものがある。

1年1組 40件 226,000円 (5,650円×40件)
 「是正・改善等の意見」
 証紙収入の事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェック機能を強化すること。

(いわき総合高等学校)

・委託料の支払時期に適切でないものがある。
 「事実」

平成17年度の消防用設備保守管理業務委託契約について、年2回の点検終了後に各157,500円を支払う契約としているが、2回目の点検を平成18年1月24日に実施し、当日履行確認しているにもかかわらず、平成18年6月9日に過年度支出している。

「是正・改善等の意見」

委託料の支払に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(石川養護学校)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・扶養手当が過支給（2人4,500円）、また、通勤手当が不足支給（1人12,440円）となっている。（橘高等学校）
- ・建物使用料について、4か月以上遅れて測定している。（福島西高等学校）
- ・授業料の免除決定を見込んで24名分を測定していない。（福島西高等学校）
- ・警備業務委託契約に基づく事前提出書類が提出されていない。（福島西高等学校）
- ・新機器に更新し撤去した旧電子機器について、不用決定等の手続きがされていない。（福島西高等学校）
- ・週休日の振替・半日勤務時間の割振り変更簿の整理が適切でない。（福島西高等学校）
- ・授業料収入が遅延（3か月以上、31件355,200円）している。（川俣高等学校）
- ・週休日の振替ができないものについて、振替をしている。（安積高等学校）
- ・通勤手当が過支給（1人14,070円）となっている。（郡山高等学校）
- ・授業料の納入義務者、金額等を特定しないまま収入未済額の繰越測定を行っている。（白河高等学校）
- ・行政財産の使用許可に当たり、使用料の額等を明記していない。また、使用料を使用実績に基づいて測定している。（白河高等学校）
- ・建物改造工事に伴い県有財産台帳の記載事項を変更すべきところ、異動の報告をしていない。（白河高等学校）
- ・授業料収入について、免除を見込んで57名分を測定していない。（小野高等学校）

学校)

- ・超過勤務手当が不足支給（3人12,784円）となっている。（小野高等学校）
- ・外部団体が校内で実施する英語検定試験について行政財産使用許可を行っておらず、行政財産使用料及び管理経費を徴収していない。（会津学園高等学校）
- ・授業料の免除決定前に減額測定をしている。（いわき総合高等学校）
- ・住居手当について、決定の手續きをしないまま支給している。（いわき総合高等学校）
- ・過年度分扶養手当の過支給額返納手続において、返納決定後直ちに測定すべきところ、1か月以上遅延して行っている。（いわき総合高等学校）
- ・はかきの一部の出納について出納簿記載による管理を行っていない。（いわき総合高等学校）
- ・重要物品について、物品登録を行っていないものがある。（双葉高等学校）
- ・通勤手当が過支給（1人60,000円）となっている。（相馬高等学校）
- ・高等学校授業料は測定要件が整った時点で直ちに測定すべきところ、平成19年4月分について収入後に、遅って収入測定を行っている。（新地高等学校）
- ・祝日の勤務について、週休日の振替をしている。（いわき翠の杜高等学校）
- ・予算配分額を十分に考慮しないで旅行命令を発したため、旅費の支払いが遅延しているものがある。（石川養護学校）

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

・県立学校における太陽光発電設備に係る電力受給契約締結の継続等について検討を求めた。

相馬高等学校において、太陽光発電設備から発生する余剰電力を電力会社に売電するために設置している電力量計（メーター）の取替工事を実施している。

当該太陽光発電設備は、県内における地球温暖化防止対策の推進、新エネルギーの有効性のアピール、県民への導入の促進等のため平成14年度に設置し、平成15年度からは電力会社との電力受給契約に基づき売電しているものであるが、電力会社との電力量計に関する覚書により、当該電力量計は、県が計量法施行令第18条に基づき5年ごとに交換する必要があり、また、計量法第73条に基づき10年ごとに変成器を交換することとなっている。

太陽光発電設備の設置効果については、自家消費による電気料金の削減効果はあると思料されるものの、売電の効果については、電力量計及び変成器の定期的な交換のための費用と平成15年度からの売電による収入などを勘案すると、費用対効果の観点からその効果は認められない。

相馬高等学校の太陽光発電設備は、国庫補助の適用を受け設置されたものであるが、県の厳しい財政状況等を勘案すると、現在、太陽光発電設備

を設置している橘高等学校など相馬高等学校以外の県立高校も含め、今後、県立学校における太陽光発電設備に係る電力受給契約締結の継続等について、経済性、有効性の観点から電力量計等の更新をしない方向で検討を要する。

(相馬高等学校、本庁検討)

○ 意見

・ 県立学校配置のスクールカウンセラーについて

県立学校のスクールカウンセラー（以下SCと略す。）の雇用は、県、PTA、両者混合によるものに分かれている。そのうちPTA負担によるものは、設置要綱を定め守秘義務や校長の責任等を明確にしているもの、SCとPTAとの契約のみで学校は関与しないものなどまちまちである。その結果、受入体制が十分でないもの、教員との情報交換、情報管理、教員や保護者に対する援助活動等のルールが確立されていないものなどが見受けられる。そこで、SCが有効に機能しているかどうか、課題は何か等について実態調査をする必要があるものと思われる。その結果を踏まえ、適切な対応を指導すべきである。

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
桑折警察署	平成20年 3月 7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年 2月14日
伊達警察署	平成20年 3月 7日	加藤 雅美 音高 純夫	書面監査	平成20年 2月13日
本宮警察署	平成20年 2月 6日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年 1月11日
三春警察署	平成20年 2月 6日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年 1月10日
小野警察署	平成20年 2月14日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年 1月17日
猪苗代警察署	平成20年 3月 7日	小松山善継 高野 宏之	書面監査	平成20年 2月13日
会津坂下警察署	平成20年 2月 7日	小松山善継 高野 宏之	実地監査	平成20年 1月18日
会津美里警察署	平成20年 2月14日	加藤 雅美 音高 純夫	実地監査	平成20年 1月10日

署					
---	--	--	--	--	--

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 通勤手当が過支給（2人40,600円）となっている。（三春警察署）
- ・ 旅費の支給が3か月以上遅延している。（猪苗代警察署）
- ・ 平成18年 4月に認定した扶養手当を、平成19年 4月に12か月分支給している。（会津美里警察署）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第 10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 上石三好 から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年 5月16日

福島県監査委員 小松山 善 継 様	福島県監査委員 小松山 善 継 様
福島県監査委員 加藤 雅 美 様	福島県監査委員 加藤 雅 美 様
福島県監査委員 音高 純 夫 様	福島県監査委員 音高 純 夫 様
福島県監査委員 高野 宏 之 様	福島県監査委員 高野 宏 之 様
	平成20年 3月27日

包括外部監査人 上石三好
地方自治法第252条の37第5項及び平成19年11月19日付け包括外部監査契約書第8条に基づき外部監査の結果について報告します。

平成19年度

包括外部監査報告書及び報告書に添えて提出する意見

県立図書館、美術館、博物館について

第 1部 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づき包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

教育委員会所管の県立図書館、県立美術館及び県立博物館に係る財務に関する

事務の執行について

(2) 監査の範囲

平成18年度に執行したものであり、関連して必要があると認められたものについては、平成18年度以外についても言及している。

(3) 監査対象機関

教育委員会所管の県立図書館、県立美術館及び県立博物館

3 特定事件の選定理由

県教育委員会が所管している図書館、美術館及び博物館は文化三館と呼ばれ、これらの利用状況は県民の文化水準のバロメーターと言われる。

文化への投資は、投資した後はその効果が出るまでには長い時間を要するものであるため、投資への有効性を絶えず検証し、有効な投資のみを継続して行わなければならない。

今回は、県民の文化水準の向上のため、現実には有効な投資が継続されているかを検証するため、文化三館を監査対象として選定した。

4 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

上石 三好 (公認会計士)

(2) 補助者

橋本 寿 (公認会計士)

齋藤 匡弘 (会計士補)

半沢 裕子

遠藤 美枝

5 監査の方法

(1) 監査の視点

ア 施設の管理運営は経済的・効率的に行われているか。

イ 財産の取得、管理保管は適切か。

ウ 観覧料の徴収、免除は適切か。

エ 県民ニーズの把握は適切か。

オ 事業評価は適切か。

カ 利用者の受益者負担は適切か。

(2) 監査手続

下記日程により、実際に三館に赴き、関係書類及び物品等を確認して監査を行った。

監査後、追加で確認する必要があったものについては、三館及び三館を所管する県教育委員会、県の関係部署とやりとりを行い、報告及び意見書を作成した。

施設名	監査日程

美術館	12/11 (火) ~ 12/12 (水)
図書館	12/13 (木) ~ 12/14 (金)
博物館	12/19 (水)

第2部 図書館

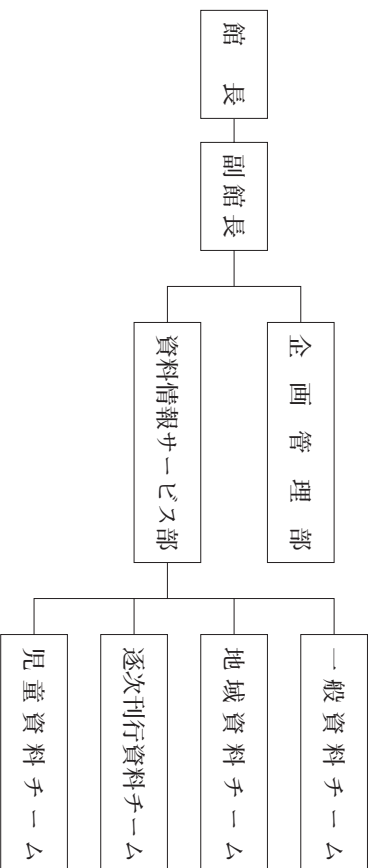
1 施設の概要

所在地	福島市森合字西養山1番地
設置年月	昭和4年10月 (現館は昭和59年7月開館)
設置目的	県民の教育と文化の振興を図るため
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、及び一般の公衆の利用に供すること 図書館資料の分類配列を適切にし、及びその目録を整備すること 他の図書館、国立国会図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと
敷地面積	60,500 m ² (県立美術館併置)
建物床面積	9,174.86 m ²
建設費	32億円
職員数	正規職員 31名 臨時事務補助員 8名 非常勤嘱託員 1名 計 40名
収蔵資料総数	蔵書計763,108冊
開館時間等	開館時間 9:30~19:00 (火~金) 9:30~17:30 (土・日・祝日及び休日) 休館日 月曜日 (祝日及び休日の場合は翌日)

※平成18年5月1日現在

館内整理日 毎月の第1木曜日(祝日及び休日を除く)
 年末年始(12月28日～翌年1月4日)
 図書特別整理期間(4月上旬の10日間)

2 組織の概要



3 財務状況

以下に平成16年度～平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると、歳入は本庁執行分の人件費を含めると約3億4千6百万円、歳入はほとんどなく、歳入から歳出を差し引いた額は約3億4千6百万円のマイナスとなっている。

決算状況

(単位 円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
労働費	5,723,156	3,354,575	2,035,382
共済費	666,890	348,617	211,532
賃金	5,056,266	3,005,958	1,823,850
教育費	365,028,364	319,897,591	343,723,520
報酬	1,769,800	1,841,100	2,444,000
職員手当等	75,000	180,000	180,000

図書館執行分

共済費	1,119,026	1,374,519	1,304,259
賃金	7,037,030	9,690,542	8,608,505
報償費	179,100	217,800	402,600
旅費	2,867,035	2,732,135	2,504,950
交際費	69,962	50,000	55,175
需用費	14,440,289	8,040,321	11,299,497
役員費	5,726,015	3,451,978	5,160,507
委託料	12,313,638	3,334,564	11,558,900
使用料及び賃借料	41,448,130	38,257,590	42,300,940
工事請負費	0	2,320,500	1,522,500
備品購入費	41,899,439	36,003,242	41,937,987
負担金、補助及び交付金	229,100	202,900	237,900
公課費	8,800	84,400	37,800
本庁執行分	132,000,000	117,143,000	119,202,000
職員手当等(退職手当除く)	67,828,000	61,733,000	61,455,000
共済費	36,018,000	33,240,000	33,511,000
歳出計 (A)	370,751,520	323,252,166	345,758,902
諸収入	1,980,771	159,663	126,435
歳入計 (B)	1,980,771	159,663	126,435

差引 (B) - (A)	△368,770,749	△323,092,503	△345,632,467
--------------	--------------	--------------	--------------

なお、上記の決算においては、施設の減価償却費、職員に係る退職給与引当繰入金等が計上されておらず、実際に運営コストとしてどれくらい掛っているかが明らかではない。

このことから、以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

なお、教育機関（施設）である図書館等は、費用対効果の観点だけでその評価を行うことは、その性質上からなじまない。あくまで参考として試算した。

◆行政コスト

○人にかかるコスト

- ・人件費 ……給料、職員手当等、報酬、共済費
- ・退職給与引当繰入金 ……当年度末の退職給与引当金と前年度の退職給与引当金の差額に当年度退職手当支払額を加えた額

○物にかかるコスト

- ・物件費 ……賃金、旅費、交際費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費
- ・工事請負費 ……工事請負費
- ・減価償却費 ……施設総工費を耐用年数（50年として）で均等分割して算出

○移転支出のコスト

- ・補助費等 ……報償費、負担金、補助及び交付金

◆収入項目

- 使用料・手数料等 ……使用料及び手数料、諸収入

行政コスト計算書

(単位 円)

行政コスト	人にかかるコスト	218,307,791
	物にかかるコスト	43,400,000
	退職給与引当繰入金	43,400,000
	物件費	125,288,111
	工事請負費	1,522,500
	減価償却費	64,000,000

移転支出のコスト		640,500
計		453,158,902
収入項目	使用料・手数料等	126,435
	計	126,435
差引行政コスト		453,032,467
入館者 1人当たり (入館者数 252,146人)		1,797
県民 1人当たり (県の人口 2,081,243人)		218

※退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、職員 1人当たりの額を約140万円として試算。

※減価償却費については、施設総工費を耐用年数（50年として）で均等分割して算出。

4 利用状況

次ページの表で示されているように、年間の入館者数が県の人口の約12%、登録者（有効期間内）が約1%、貸出冊数が蔵書数の約22%であることは、県民のための図書館ということからすれば決して高い数字であるとは言えない。

また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる利用者の増加が望まれる。

入館者数等

(単位 人、%、冊)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入館者数	245,707	253,035	252,146
県の人口に占める割合	11.7	12.1	12.1
館外個人貸出登録者数	25,162	21,714	19,253
県の人口に占める割合	1.2	1.0	0.9
館外個人貸出冊数	177,371	164,539	170,171

蔵書数に占める割合	24.3	22.1	22.3
県の人口	2,105,267	2,096,406	2,081,243
蔵書数	729,396	743,787	763,108

※入館者数等の数値は「福島県立図書館要覧」による
 ※県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報BOX」の「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）」による

5 今後の運営方針
 現在、県立図書館は以下の基本方針及び平成19年度運用方針に基づき運営を行っている。

福島県立図書館基本方針

福島県立図書館は、平成17年10月に策定した福島県立図書館「学びの環境づくり」に基づいて、県民の生涯にわたる多様な学習活動に応えるため、資料及び情報の計画的な収集を図るとともに、「図書館の図書館」として市町村立図書館等との連携のもとに効果的な図書館活動の展開に努め、県民文化の向上に寄与する。また、情報化時代に対応した図書館サービスの向上を図るため、情報ネットワークシステム等を活用し、市町村立図書館等との連携を図り、県民に対する図書館サービスを充実する。
 さらに、「福島県子ども読書活動推進計画」（平成16年度～22年度）に基づき、前年度に引き続き計画実現のための事業を行う。

平成19年度運営方針 ……項目のみ抜粋

- 1 協力事業の推進
- 2 資料情報提供サービスの充実
- 3 利用環境の整備・拡充
- 4 子どもの読書活動の推進と支援
- 5 情報発信活動の充実
- 6 大会等の開催

なお、平成20年度からの実施に向け、「県民を支える図書館アクションプラン」を策定している。本プランについては外部有識者で構成される図書館運営協議会の審議を経て、平成20年3月中に正式に策定される。参考までに以下に主な内容を示す。

県民を支える図書館アクションプラン

I はじめに

福島県立図書館が、現在の福島市森合の地に移転して23年目を迎えました。この間に県立図書館を取り巻く環境は、インターネットや携帯電話の普及、映像文化とマスメディアの急激な進展など日々変化してきました。また、近年は、地方分権、官から民へ、少子高齢化、格差社会などが叫ばれるようになり、県立図書館が果たす役割やサービスにも変化が求められています。

そこで限られた予算で、最大限の図書館サービスを提供するために、より効果的かつ効果的に図書館を運営し、新しいサービスを創出しなければなりません。

福島県立図書館では、平成17年10月、図書館のあるべき姿を示すものとして「福島県立図書館「学びの環境づくり」」を策定しました。

そして、「学びの環境づくり」を実現するために、重点的に取り組むべき施策として、5つの柱を中心に『「県民を支える図書館」アクションプラン』を策定しました。

本プランは、実行期間を概ね5年間とし、年度ごとに事業評価を行い、必要に応じて改訂を行います。

II 「県民を支える図書館」アクションプラン ……項目のみ抜粋

「図書館の図書館」として図書館振興を図ります

- ・市町村立図書館支援
- ・図書館未設置町村支援
- ・学校図書館支援
- ・高等教育機関図書館・類縁機関との連携
- ・情報・物流ネットワークの整備

県民のくらしのお役にたちます

- ・県民のくらしに役立つ情報提供
- ・地域や世代による情報格差の解消
- ・多様なメディア活用による情報提供
- ・情報提供環境の整備

働く人のお役にたちます

- ・働く人に役立つ情報提供
- ・これから働く人への情報提供
- ・各種団体・企業への情報支援
- ・行政機関への情報支援

地域と文化を育むお手伝いをします

- ・文化事業の開催
- ・読書普及活動
- ・地域資料の収集・提供及びデジタル化
- ・ボランティアなどの連携
- ・デポジットライブラリーの整備

学ぶすべての人を応援します

- ・児童サービス
- ・ヤングアダルトサービス
- ・一般成人サービス
- ・障がい者サービス
- ・多文化サービス
- ・来館できない人のためのサービス

【意見】

県立図書館が実施したアンケートによれば、利用者の約9割が福島市を中心とする県北地方の居住者との結果があり、県北地方以外の居住者については、自ら利用価値を見出している少数を除いては、ほとんど利用していない状況が伺える。アンケートによると県立図書館を利用しない理由として約9割が遠いことを挙げていた。（なお、遠隔地に住んでいる住民への対応としては、先述の「県民を支える図書館アクションプラン」において、有料で本を宅配便により届けるサービスを提供することを予定（平成24年度までに実施）している。）

このことは、図書館が公正に評価される機会が少なかつたとも言えることである。このため、図書館に対する意見や苦情等もあまりなく、その結果、図書館の運営は比較的安易に行われてきた。また、年次計画等を定めていても、項目毎の具体的な数値目標がなく、積極的に自己評価を行う機会がなかった。

平成13年に文部科学省が定めた「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」によると以下のとおり、具体的な数値目標を設定し、達成状況を点検及び評価すること及びその結果を公表しなければならぬとされている。

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

一 総則

(三) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

県立図書館は早急に、入館者数、館外貸出登録者数、館外個人貸出冊数、ホームページアクセス数等の具体的な数値目標を定め、P (Plan)・D (Do)・C (Check)・A (Action) のサイクルにより、利用者の声を取り入れるとともに、現状を客観的に分析し、利用者の増加及び利便性の向上を図らなければならない。

さらに、図書館等は文化教育のための施設であり、教育基本法によると教育の

目的及び目標は以下のとおり規定されている。

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を表現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ・
- ・

なお、教育基本法では社会教育について、以下のように規定している。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

私は、教育基本法の教育の目的及び目標に示されているように教育とは、強制的に教育を受けて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみでは教育・文化レベルの向上は難しいと考えている。これまでの図書館は、利用促進に関して特に積極的にPRしてきたわけではなく、館側からの働き掛け、つまり教育を受けて育成する義務的な面が弱かったと言ったことができる。端的に言えば、これは「待ちの姿勢」である。図書館及び所管する県教育委員会は、県民の文化レベルの向上なくして図書館の存在意義はないという覚悟で、自らの力で利用者を増やそうとする積極性が必要である。以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

◆図書館に興味を持ってもらう、新規に利用してもらう仕組みづくり

- 各学校と連携して、授業の一環として県立図書館を利用してもらう。
- 現役及び退職教員（主に国語）や地域の図書に興味のある人を図書館ボランティアとして募集し、図書館の案内人として図書館運営に協力してもらう。
- 県民として知っておきたい文化、歴史等を取り上げた「福島県民が読む図書

100選」(仮称)を選出する。司書や図書館ボランティアが感想を書いて地元紙等に投稿するとともに、県立図書館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。
 ○デジタルライブラリー(ホームページ上での歴史的資料(絵図、写真等)の公開)の対象範囲を拡大する。

◆利用しやすい環境づくり

○開館時間を延長させる。朝の早い時間帯の利用者、学校帰り及び仕事帰りの利用者を考慮し、現行より開館時間を延長させる。

以下に東北地方の県立図書館の開館時間等を示したが、本県の図書館は、他館と比較して利用者が多い土、日、祝日の閉館時間が早い、休館日が多いと言われている。

また、年に一度の特別整理期間として4月上旬の10日間が設定されているが、福島市立図書館のそれと時期をずらすといった一定の配慮はあるものの、その時期が児童及び生徒の春休みと重なることを考慮すれば、別の時期に設定することを検討すべきである。

東北各県の県立図書館の開館時間等

館名	開館時間	休館日(日数)	特別整理期間
青森県立図書館	9:00~19:00	月に1日	11月下旬~12月上旬
岩手県立図書館	9:00~20:00	月に1日(月末日)	3月下旬
宮城県立図書館	火~土	毎週月曜日	1月下旬~2月上旬
	日、祝休日		
秋田県立図書館	平日(4~10月)	月に1日(月初日)	12月上旬
	平日(11~3月)		
山形県立図書館	土、日、祝休日	毎週月曜日、第3日曜日	1月下旬
	9:00~19:00		

福島県立図書館	火~金	9:30~19:00	毎週月曜日、第1木曜日	4月上旬
	土、日、祝休日	9:30~17:30		

※上記の休館日の他に、全ての館において年末年始及び特別整理期間は休館している。

現 行	火~金	9:30~19:00	→	案	火~金	9:30~20:00
	土日祝日	9:30~17:30			土日祝日	9:30~18:30
	月曜日	休館日			月曜日	9:30~20:00

○ 駐車場は併設する美術館と共用で150台分という状況であるが、美術館において人気のある企画展を開催している期間は、不足することも想定されることから、その対応について十分検討する必要がある。

○ 公共交通機関であるバスによる来館者の利便性を図るために、館敷地内にバス停を設置する。現在、バスによる利用者は、直近のバス停で降車後、約2分程歩いて図書館を訪れている。高齢の利用者もいることから、ぜひ実現していただきたい。

6 財務事務

(1) 不用品
 財務規則によると、不用品については

(不用品の決定等)
第151条 物品管理権者は、供用若しくは処分が必要がない物品のうちに管理換え若しくは分類換えによる適切な処理をすることができないと認められる物品があるときは、又は供用若しくは処分をすることができないと認められる物品があるときは、これらの物品について不用品の決定をすることができ

と規定され、老朽化して使用不能、貸付不能となったものについては、不用品の決定つまり処分することができることとされているが、図書館の備品を確認(サンプル調査)したところ、以下のものが使用できない状態にもかかわらず、物品管理簿に掲載されていた。

	(単位 円)
--	--------

備品名	型番	取得年	取得金額
映写機	フジQA4型	昭和44年	717,900
〃	フジAD2型	〃	825,000

【指摘】

今後蔵書が増えていく中で、館内において蔵書スペースを確保することが重要課題となっているにもかかわらず、使用不可及び売却不可の物品を保有し続けることは問題であると言うことができる。

使用不可及び売却不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に不用の決定を行い、廃棄すべきである。

(2) 物品管理簿

物品管理簿とそれに対応して実際に備品に貼られる標識に、番号の相違するものがあつた。

【指摘】

平成11年4月1日の財務規則改正に基づき、備品への計上基準がおおむね取得価格2万円から10万円に変更になった際の整理作業が不完全であつたためである。是正を要する。

(3) 図書の廃棄手続

県立図書館は、福島県立図書館条例において

(業務)

第3条 県立図書館において行う業務は次のとおりとする。

1 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、及び一般公衆の利用に供すること。

2 . . .

とされており、図書の収集に力点が置かれている。

図書館においては、蔵書を増やすことは、一つの大切な業務であるが、現実には汚損、亡失等により処分すべきものもあり、処分もまた一つの業務であると言ふことができる。これに関する具体的な手続については「福島県立図書館資料除籍要綱」に規定されている。それによると、除籍基準として次の6項目が挙げられている。

- 汚損、破損が著しく修理に耐えないもの
- 災害等で亡失したもの
- 他の機関への管理換または譲渡の必要が生じたもの

- 館外用資料で受入後10年以上経過したものの
- 蔵書点検の結果不明が確認されてから5年以上経過したものの
- 館長が特に認めたもの

毎年4月初めには蔵書点検を行い、不明蔵書の状況を確認している。不明蔵書のデータは次のとおりである。除籍要綱によれば、不明が確認されてから5年以上を経過したものについて、除籍することになっているが、実際には5年以上経過した平成13年度の不明蔵書は未だ除籍されていない。

平成18年度末の不明蔵書の状況 (単位 冊、円)

発生年度	平成18年度末の不明蔵書の状況					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
冊数	459	520	490	372	384	380
金額	1,022,059	1,251,886	970,250	740,982	716,258	886,232

未返却の長期延滞のデータは次のとおりである。

長期延滞者数 (単位 人)

発生年度	調査時期		
	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
～平成13年度	86	85	84
平成14年度	22	21	21
平成15年度	97	90	88
平成16年度	75	60	57
平成17年度	—	72	65
平成18年度	—	—	71
計	280	328	386

長期延滞冊数 (単位 冊)

調査時期 発生年度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
～平成13年度	198	196	192
平成14年度	44	39	38
平成15年度	234	215	211
平成16年度	213	151	143
平成17年度	—	187	169
平成18年度	—	—	213
計	689	788	966

長期延滞者については、貸出時の住所及び氏名を把握しており、延滞して2か月経過後に督促状を出している。また、延滞者に対しては新規の貸出は行っていない。

長期延滞については、借りた本の所在が不明となったり、転居等によって借りの住所等が不明になり督促ができなかったこと等が原因であるが、所在が不明になった図書については、収納手続が煩雑ということを理由に、借り主から代金を受け取るのではなく、同じ本か類似の本で現物弁償してもらっている。

【指摘】

不明蔵書については、除籍要綱に5年以上経過したものについては除籍するとあるので、要綱を遵守すべきである。

長期延滞蔵書については、実際には同じ本か類似の本で現物弁償してもらっているが、請求書(納付書)を送付して代金を入金させる方法も考えられる。

また、長期延滞については、一定の期間を経過の後は、時刻にといった方法も考えられる。

現在の蔵書は約760,000冊であり、このままのペース(年間約25,000冊)で図書を購入等して増やしていくと、数年後には収納能力を超えることは容易に予想できる。電動書架を設置すれば、館内に約1,000,000冊まで収納できるとの構想もあるようだが、その可能性は低い。

このことから、図書を購入する際に、永久保存すべきものと、定期的に見直すべきものに区分する必要があるが、実際に見直し及び処分を行うべきである。

(4) 図書の購入手続

県立図書館が購入する図書においては、一部の例外を除き、本体のみでなく装備込み(ラミネート加工、バーコード貼付、目録データ)で購入している。

一般図書については、平成16年度以前は主に市内の4つの書店から購入していたが、平成17年度においては、東京都の大手図書販売業者A社から購入している。これは、図書購入予算が削減される中で、より安価に図書を購入できないかを検討した結果であり、これにより、従来が定価購入であったのが、5%引きで購入できるようになった。

このことについては、平成17年3月15日の県議会総括審査会において、別な視点から取り上げられることになった。

具体的には、ある議員から以下のような質問がされた。

県立図書館における4,300万円の図書購入について、毎年書籍、雑誌は地元業者から購入していたが、17年度は東京の業者から購入することになった。その理由は加工作業が万全であること、納品がスピーディーであることのように、金額差は120万円である。

ここでの問題は、我々が常に地元優先発注を要望する中で、図書購入の大宗を占める書籍を県外に発注し、その1割にも満たない雑誌等を地元発注することにある。読書の重要性が指摘され、図書館の役割が増していることから、書店や書店組合との連携はますます必要になっている。

そこで、県教育委員会は、読書活動を推進する上で書店組合との連携をどのように考えているのか聞きたい。

これに対する県教育長の答弁は次のとおりである。

書店組合は、絵本等の子ども向け書籍の展示や、作家等に関する情報の提供などを通し、子ども読書活動推進の重要な役割を担っていると認識している。県教委としては、関係機関・団体の協力を得ながら、読書活動の推進に取り組みむことが重要であると考えており、今後とも書店組合との連携を十分に図りたい。

この質疑応答を受けてであるかは不明であるが、平成18年度からは平成16年度以前に購入していた4書店らを構成員とする地元書店協同組合B組合から購入することになった。価格については、交渉の結果、定価どおりではなく4%引きとなった。

平成17年度におけるA社からの購入実績、平成18年度におけるB組合からの購

入実績を以下に示したが、平成18年度の購入ベースで見ると、購入先を変更したことにより1%分、具体的には、
 $24,961,298 \times (0.96 - 0.95) = 249,612$ 円
 を割高に購入していることになる。

(単位 円)

	平成17年度	平成18年度
購入先	A社 (大手図書販売業者)	B組合 (地元書店協同組合)
購入総額	25,085,084	23,962,847
定価総額	26,405,351	24,961,298
割引率 (対定価)	0.95	0.96

この件に関する教育委員会の説明は、以下のとおりである。

県立図書館が購入する図書について、平成17年度、東京の大手販売業者A社から5%値引きで購入したが、この場合、購入できる図書は大手出版社等により全国的に流通している資料に限定される。そのため、地元の出版社や自費出版等による地域資料は、十分に収集することが出来なかつた。
 地域資料については、重点的に収集していることから、平成18年度の蔵書統計によれば増加冊数全体の27%を占めている。その形態は、大手出版社のみならず、地元出版社や自費出版、非売品のリーフレット等、多種多様であり、その情報を把握し、網羅的かつ迅速に納品できる団体は、書店協同組合B組合のみである。仮に、図書館が独自に収集に取り組んでも、独自の流通・販売網を持たないことから、新たな業務を生み出し、送料の負担・振込み手数料・職員の人件費等のコスト増が見込まれ、また、原則定価購入になることから一律の値引きは期待できない。

- そのため、再度、購入先を検討してみると、
- A社から購入……5%値引き。ただし、地域資料については収集困難が生じる。その分を、直接購入すると、定価購入にならざるを得ない。
 - B組合から購入……4%値引き。地域資料も含め、一律の値引きが可能。ただし、地域資料のみの購入場合には、安く仕入れることが困難のため一律の値引きは見込めない。

以上のことから、図書館にとって必要な地域資料も含め、収集することが出来、なおかつ、一律4%の値引きという条件の下に購入している。
 また、購入にあたっては、経費節減の面からも、最大限配慮し対応している。

【意見】

今日では、インターネットの普及発達により、図書の購入手段も多種多様になってきている。図書館においては、現状及び慣例にとらわれず、最小のコストで最大の成果を得るため、価格面を含め総合的に検討していく必要がある。

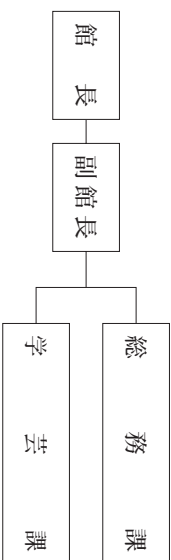
第3部 美術館

1 施設の概要

所在地	福島市森合字西養山1番地
設置年月	昭和59年4月
設置目的	県民の美術に対する知識及び教養の向上を図るため
主な業務 (展示内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること ・ 美術に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと ・ 美術に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を開催すること
敷地面積	60,500 m ² (県立図書館併置)
建物床面積	9,080.7 m ²
建設費	49億円
職員数	非常勤館長 1名 正規職員 13名 臨時事務補助員 2名 計 16名 ※平成18年5月1日現在
収蔵作品総数	計1,989点
開館時間等	開館時間 9：30～17：00 (最終入館は16：30)

休館日 月曜日(祝祭日を除く) 祝祭日の翌日(土日を除く) 年末年始(12月28日～1月4日)

2 組織の概要



3 財務状況

以下に平成16年度～平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると、歳出は本庁執行分の人件費を含めると約3億7千9百万円、歳入は約3千5百万円であり、歳入から歳出を差し引いた額は約3億4千3百万円のマイナスとなっている。

決算状況

(単位 円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総務費	0	0	8,786,171
報償費	0	0	180,000
旅費	0	0	472,500
需用費	0	0	1,820,214
役務費	0	0	1,696,457
委託料	0	0	1,617,000
使用料及び賃借料	0	0	3,000,000
労働費	3,037,893	3,871,817	2,148,449
共済費	241,953	261,516	219,589

賃金	1,804,812	1,846,570	1,928,860
委託料	991,128	1,763,731	0

教育費

報酬	7,407,300	7,407,300	7,416,200
職員手当等	120,000	120,000	170,000
共済費	1,180,612	1,087,518	552,628
賃金	2,340,484	1,842,357	1,767,560
報償費	2,068,524	1,542,725	2,487,790
旅費	5,620,580	5,196,630	5,606,010
交際費	30,000	42,600	47,500
需用費	91,212,957	95,681,672	86,692,981
役務費	20,574,086	12,788,988	27,426,918
委託料	115,916,206	105,341,463	104,297,396
使用料及び賃借料	21,782,184	28,136,126	15,529,679
工事請負費	23,905,350	0	0
備品購入費	1,432,830	3,143,523	1,515,690
負担金、補助及び交付金	10,141,800	15,003,755	86,700
公課費	0	37,800	0
給料	66,702,000	68,036,000	62,601,000

美術館執行分

本庁

執行分	職員手当等(退職手当除く)	40,305,000	38,842,000	33,853,000
	共済費	18,211,000	19,082,000	17,658,000
歳出計 (A)		431,988,806	407,204,274	378,643,672

使用料及び手数料	18,157,626	12,890,619	26,370,985
財産収入	4,865,390	3,869,670	7,180,070
諸収入	8,802,117	14,469,303	1,786,818
歳入計 (B)	31,825,133	31,229,592	35,337,873

差引 (B) - (A)	△400,163,673	△375,974,682	△343,305,799
--------------	--------------	--------------	--------------

以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

行政コスト計算書

(単位 円)

行政コスト	人にかかるコスト	人件費	122,470,417
		退職給与引当繰入金	18,200,000
物にかかるコスト	物件費	物件費	253,418,765
		工事請負費	0
		減価償却費	98,000,000
		移転支出的コスト	2,754,490
	計		494,843,672
収入項目	使用料・手数料等		35,337,873

計	35,337,873
差引行政コスト	459,505,799
入館者1人当たり(入館者数 77,421人)	5,935
県民1人当たり(県の人口 2,081,243人)	221

※退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、職員1人当たりの額を約140万円として試算。

※減価償却費については、施設総工費を耐用年数(50年として)で均等分割して算出。

4 利用状況

県立美術館の具体的な業務を以下に示した(美術館パンフレットからの抜粋)。主な業務としては、展覧会、教育普及、収集保存がある。

展覧会

常設展示…常設展示室において、当館で所蔵する美術作品を常時公開するもので、年に4回の展示替を行います。また、収蔵品による「特集展示」として、テーマを設けた特別な展示をすることがあります。
企画展示…当館独自もしくは他機関との連携による企画により、年5回程度の、さまざまな時代、芸術家を取り上げた、テーマにそった展示会を行います。美術館への年賀状展…県内の小中学生から募集した手作りの年賀状を、エントランスホールに展示します。

教育普及

実技講座…油絵、彫塑、版画、工芸などの実技講習を行う実技講座、作家を招いてその制作技法に学ぶ技法講座、小学生とその親を対象にした親子の美術教室を年間を通じて開催しています。

各種レクチャー…外部から講師を招く講演会、館長や学芸員による美術鑑賞講座、常設展や企画展を展示室で開設するギャラリートークなどを開催します。映画会・ビデオ制作…国内外の優れた映画を講堂で上映します。また、ビデオコーナーでは自主制作番組を中心に、美術についてのビデオ番組を自由に視聴できます。

収集保存

福島県にゆかりのあるものを中心に、近代以降の国内外の優れた美術作品を取

集しています。また、良好な環境での保存のための調査研究を行い、必要に応じて修復を行います。

次ページの表で示されているように、年間の入館者数が県の人口の約4%（平成18年度実績）であることは、県民のための美術館ということからすれば決して高い数字であるとは言えない。また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる観覧者の増加が望まれる。なお、平成16年度については、企画展「アートオヴ スター・ウォーズ展」の影響で観覧者が平成17年度、18年度に比較して多くなっている。

入館者数 (単位 人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	常設展	5,293	5,494
企画展	88,118	13,447	33,370
計	93,411	18,941	39,869
常設展	44,459	26,009	22,266
企画展	14,399	13,280	15,286
計	58,858	39,289	37,552
常設展	49,752	31,503	28,765
企画展	102,517	26,727	48,656
計	152,269	58,230	77,421
県人口に占める割合	7.2	2.8	3.7
県の人口	2,105,267	2,096,406	2,081,243

※県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報BOX」の「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）」による。

※企画展

年度	アートオヴ スター・ウォーズ展	他
平成16年度	77,601人	他
平成17年度	爆発する芸術・岡本太郎展 21,976人	他
平成18年度	名画の散歩道 山形美術館名品展 15,014人	他

【意見】

私は、「第2部 図書館」で述べたとおり、教育とは、教える育てて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみでは教育・文化レベルの向上は難しいと考えているが、これまでの美術館の運営においては、館側からの働き掛けつまり義務的な面が弱かったと考える。このことは、美術館で実施したアンケート結果（対象：平成18年度企画展）において、観覧者の約半数が福島市内を中心とする県北地方の居住者であることから伺える。

今後は新規利用者を増やすため、自らの力で観覧者を増やそうとする積極性が必要である。

以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

- 各学校と連携して、授業の一環として県立美術館を利用してもらう。
- 現役及び退職教員（主に美術）や地域の美術に興味のある人を美術館ボランティアとして募集し、美術館の案内人として美術館運営に協力してもらう。
- 学芸員を学校や公民館等へ派遣する事業をより積極的に実施する。
- 学芸員や美術館ボランティアが、所蔵する美術品について取得動機、感想を書いて地元紙等に投稿するとともに、県立美術館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。
- 美術品の選定において、県民の意見を反映させる。具体的な方法としては、ホームページの活用、意見箱を設置する。
- 美術館の選定において、県民の意見を反映させる。具体的な方法としては、（利用しやすい環境づくり）
 - 企画展について開館時間を延長させる。
 - 駐車場は併設する図書館と共用で150台分という状況であるが、美術館において人気のある企画展を開催している期間は、不足することも想定されることから、その対応について十分検討する必要がある。
 - 公共交通機関であるバスによる来館者の利便性を図るために、敷地内にバス停を設置する。現在、バスによる利用者は、直近のバス停で降車後、約2分程歩いて美術館を訪れている。高齢の利用者もいることから、ぜひ実現していただきたい。

5 財務事務

(1) チケット販売

県立美術館においては、受付、案内、展示物の監視業務について、業者に委託を行っている。この委託契約には、チケット販売業務が含まれている。公金の徴

収又は収納を私人に取り扱わせることは地方自治法により原則禁止されている。

(私人の公金取扱いの制限)

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

美術館のチケット収入は「使用料」に分類されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取扱が期待され、かつ、県の収入が一層確保されるときに限って以下のとおり地方自治法施行令により例外が認められており、私人に委託できるとされている。この場合は、委託したことを告示すること、チケット売場において委託していることの表示が必要とされている。

(歳入の徴収又は収納の委託)

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 1 使用料
- 2 手数料
- 3 賃貸料
- 4 物品売払代金
- 5 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

【指 摘】

しかし、県は、チケット販売の委託を開始した際に告示を行っておらず、また、現状において、美術館のチケット売場に当該表示を設置していない。

ついては、チケット売場において、観覧料の徴収を業者に委託している旨の表示を設置する必要がある。

(2) チケット管理

日々のチケット管理については、汚損が生じる可能性がある。実際に調べたところ、平成18年度においては、1枚の汚損があった。

チケットについては、「美術館における観覧料等収入に係る事務処理要領」で規定された様式「観覧券出納・発売明細表」により管理することになっているが、

当該汚損については、余白に汚損したチケットの番号と「汚損」という文字が記載されているだけであった。

【意見】

チケットは一種の金券であり、当然、厳正な管理が必要である。現行の処理においては、そもそも当該チケットを不用のものとしてよいか同うな手続、つまり不用の決定が欠けていると思われる。ついては、不用の決定を行う様式を整備するとともに、実際に当該手続を行う必要があると考える。

(3) 委託契約

美術館の空調設備保守点検業務は、併設する図書館もその業務の対象としている。最近の過去3年間の契約額は以下のとおりである。

(単位 円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
契約額	10,500,000	10,531,500	10,531,500

本契約は、開館以来、当該空調施設の施工業者と随意契約を締結しているが、その随意契約の理由は、設備機器の内容を最も熟知していることとされている。

【指 摘】

美術館の設置者は県であり、当然県は施設の内容を最も熟知していなければならない。県側が建設時の施工業者と同じ業者を相手方として、このような随意契約を締結し続けることは、施工時の競争入札の意味をなくしていると言える。

設置者である県は、責任と自覚を持って県有施設を管理しなければならない。今回のようなケースにおいては、随意契約の理由は立たず、競争入札によって受託業者を選定すべきである。

(4) 基金

美術品に関する業務については、福島県立美術館条例により以下のとおり規定されている。

(業務)

第3条 美術館において行う業務は次のとおりとする。

- 1 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

なお、美術品の取得においては、福島県美術品等取得基金条例により基金が設置されている。

(設置)

第1条 美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、福島県美術品等取得基金を設置する。

平成19年3月末現在の当該基金の状況は以下のとおりである。

美術品等取得基金状況(平成19年3月末) (単位 円)

	美術館分	博物館分	計
基金による購入(累計)	3,464,246,563	550,053,743	4,014,300,306
県費買戻(累計)	2,826,372,800	509,053,743	3,335,426,543
基金現物残	637,873,763	41,000,000	678,873,763
基金現金残高	2,556,237	43,490,000	46,046,237
基金計	640,430,000	84,490,000	724,920,000

県教育委員会は、本来は必要な美術品等を基金により購入し、県費による買い戻しをすることによって基金を現金で有するようになしてきたが、最近の県財政状況の悪化によって、県費による買い戻しができず、当該基金の美術館分の現金残高は平成19年3月末現在2,556,237円しかなく、現実に美術品を購入することができない事態となっている。

以下に当該基金設立以来の状況を示したが、平成10年度付近を境に県費による買い戻しがされなくなってきたことが分かる。

美術品等取得基金状況(昭和58年度～) (単位 円)

	基金による購入 B	県費買戻 C	基金現金残高 D=A-E	基金現物 E
--	-----------	--------	--------------	--------

年 度	基金積立等 A	美術館		博物館		美術館		博物館		計	残 E=B-C 累計金額	
		金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額			
54	300,000,000							300,000,000	0	300,000,000	0	
55	100,000,000	226,200,000				173,800,000		0	173,800,000	226,200,000	0	
56	200,000,000	366,500,000				△272,700,000		84,000,000	7,300,000	592,700,000	226,200,000	
57		177,600,000			200,000,000	△30,300,000		84,000,000	297,700,000	570,300,000	570,300,000	
58		206,100,000			220,000,000	△36,400,000		84,000,000	536,000,000	546,400,000	546,400,000	
59		254,400,000			300,000,000	19,200,000		84,000,000	992,900,000	500,800,000	500,800,000	
60		236,100,000			200,000,000	△16,900,000		84,000,000	631,000,000	538,900,000	538,900,000	
61		113,000,000			85,000,000	20,100,000		84,000,000	104,100,000	499,900,000	499,900,000	
62		68,500,000			55,000,000	31,240,000		84,000,000	111,540,000	488,460,000	488,460,000	
63		80,900,000			40,000,000	50,640,000		40,000,000	90,640,000	500,390,000	500,390,000	
64		45,950,000			16,580,770	108,070,000		40,000,000	148,070,000	451,920,000	451,920,000	
65		179,953,800			20,000,000	28,116,200		40,000,000	68,116,200	531,883,800	531,883,800	
66		66,140,000			19,225,588	62,676,200		40,000,000	102,676,200	497,323,800	497,323,800	
67		83,600,000			540,923,800	520,000,000		84,000,000	604,000,000	0	0	
68		99,950,000			19,991,865	520,000,000		84,000,000	604,000,000	0	0	
69		415,120,000			17,510,000	204,980,000		82,690,000	287,370,000	335,520,000	335,520,000	
70		186,299,000			82,187,540	304,880,000		20,392,660	325,182,660	390,757,540	390,757,540	
71		100,000,000			409,693,000	618,290,000		84,690,000	612,770,000	112,150,000	112,150,000	
72		136,500,000			100,000,000	481,780,000		84,690,000	702,770,000	22,150,000	22,150,000	
73		104,185,000			3,583,000	390,745,000		84,690,000	566,270,000	136,620,000	136,620,000	
74		256,322,000			22,150,000	143,423,000		84,992,000	469,677,000	244,243,000	244,243,000	
75		42,035,000				101,388,000		84,992,000	182,320,000	540,600,000	540,600,000	
76		21,887,250			3,583,000	79,500,750		84,490,000	163,990,750	569,929,250	569,929,250	
77		28,145,000				51,355,750		84,490,000	133,845,750	580,074,250	580,074,250	
78		41,290,000			21,000,000	20,125,750		63,490,000	83,615,750	641,304,250	641,304,250	
79		8,937,025				11,188,725		63,490,000	74,678,725	630,241,725	630,241,725	
80		8,634,488			20,000,000	2,556,237		43,490,000	46,046,237	676,837,763	676,837,763	
81						2,556,237		43,490,000	46,046,237	676,837,763	676,837,763	
82												
83												
84												
85												
86												
87												
88												
89												
90												
91												
92												
93												
94												
95												
96												
97												
98												
99												
100												
計		3,464,246,563			550,053,743	2,826,372,800		509,053,743	2,556,237	43,490,000	46,046,237	676,837,763

【意見】

美術館には、それぞれの時代の背景の中で生まれた文化活動の証たる美術作品を文化財として後世に残していく使命があり、この使命を果たすためには、厳しい財政状況の中でも一定額の県費による買い戻し、基金の積立が必要である。

なお、基金での美術品購入ができない状況において、県立美術館においては交換展と呼ばれる企画を開催している。これは、お互いの美術館が所蔵する美術品

を貸し合うもので、基本的には運搬費以外のコストは掛からない。平成18年度においてには山形美術館との交換展を開催し、平成20年度においては、三重県立美術館との交換展を開催する予定である。これは、自ら所蔵する方法以外にも、県民に対して優れた美術品に触れる機会を提供できる方法があることを示す好事例であり、今後も積極的に活用してほしいと思う。

また、県財政が逼迫している状況においては、実行委員会方式（例：地元報道機関の共催）等が有効であるので、積極的に活用されたい。

(5) 行政財産の使用許可

レストラン営業に係る行政財産の使用許可は、年間を通した許可であり、財務規則第39条第1号の「会計年度単位で定めた収入金」に該当する。

(納期限)

第39条 収入金の納期限は、法令の定めがある場合を除くほか、次に掲げる区分により指定しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を指定しなければならない。

- 1 会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日
- ・
- ・
- ・

この場合、通常は4月末日を納期限とすべきであるが、平成18年の4月末日は日曜日であり、上記ただし書きにより翌日の5月1日（月）を納期限としなければならない。

しかし、実際の事務処理においては、4月28日（金）を納期限としていた。

【指 摘】

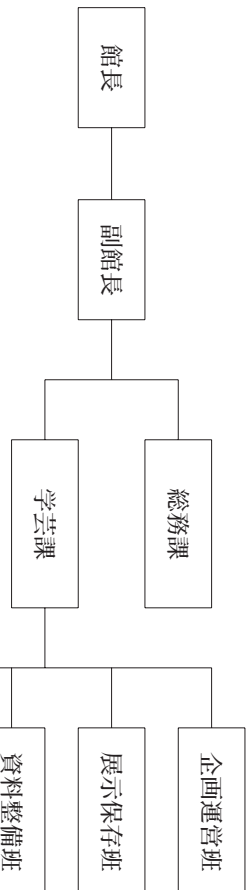
単純なミスとの説明であったが、その設定には慎重を期さなければならない。

第4部 博物館
1 施設の概要

所在地	会津若松市城東町1-25
設置年月	昭和61年10月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため

主な業務（展示内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、考古、民俗、美術工芸、自然等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料を収集し、保管し、及び展示すること ・ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと ・ 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること ・ 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと
敷地面積	37,269.6㎡
建物床面積	11,071.44㎡
建設費	65億円
職員数	非常勤館長 1名 正規職員 24名 臨時事務補助員 2名 非常勤嘱託員 26名 計 53名
収蔵資料総数	計1100,845点
開館時間等	開館時間 9：30～17：00（最終入館は16：30） 休館日 月曜日（祝祭日を除く） 祝祭日の翌日（土日を除く） 年末年始（12月28日～1月4日）

2 組織の概要



学習広報班

3 財務状況

以下に平成16年度～平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると歳出は本庁執行分人件費を含めると約4億6千4百万円、歳入は約2千万円であり、歳入から歳出を差し引いた額は約4億4千4百万円のマイナスとなっている。

決算状況 (単位 円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
労働費	1,986,107	1,093,627	1,828,717
共済費	238,555	131,251	188,443
賃金	1,747,552	962,376	1,640,274
教育費	470,119,728	468,663,993	462,392,055
報酬	53,335,954	53,476,475	50,956,243
職員手当等	285,000	190,000	315,000
共済費	7,225,911	7,366,099	7,019,640
賃金	3,422,478	2,990,640	2,119,608
報償費	2,893,650	3,573,512	3,464,700
旅費	6,165,430	6,652,445	6,582,785
交際費	46,250	20,750	0
需用費	75,649,878	83,642,603	86,897,872
博物館執行役務費	11,360,041	11,610,715	12,302,159

分	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	備品購入費	負担金、補助及び交付金	公課費	給料	職員手当等(退職手当除く)	共済費	歳出計 (A)
本庁執行分	78,672,786	4,232,100	14,142,450	1,244,000	8,074,000	59,800	112,254,000	60,281,000	30,775,000	472,105,835
	73,998,298	4,290,506	5,841,150	1,637,800	74,000	22,000	117,213,000	64,483,000	32,581,000	469,757,620
	74,805,507	1,491,641	10,361,400	1,244,900	80,000	46,600	112,167,000	60,952,000	31,585,000	464,220,772

使用料及び手数料	9,973,480	7,489,220	14,976,586
財産収入	3,701,250	2,275,200	4,410,600
諸収入	6,644,526	939,732	826,084
歳入計 (B)	20,319,256	10,704,152	20,213,270
差引 (B) - (A)	△451,786,579	△459,053,468	△444,007,502

以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

行政コスト	人にかかるコスト	人件費	(単位 円)
行政コスト計算書			263,183,326

物にかかるコスト	退職給与引当繰入金	33,600,000
	物件費	187,131,346
移転支出的コスト	工事請負費	10,361,400
	減価償却費	129,032,800
計	移転支出的コスト	3,544,700
	計	626,853,572
収入項目	使用料・手数料等	20,213,270
	計	20,213,270
差引行政コスト		606,640,302
入館者1人当たり(入館者数 104,686人)		5,795
県民1人当たり(県の人口 2,081,243人)		291

※退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、職員1人当たりの額を約140万円として試算。

※減価償却費については、施設総工費を耐用年数(50年として)で均等分割して算出。

4 利用状況

県立博物館の具体的な業務等を以下に示した(博物館年報から抜粋)。

県立博物館の使命

福島県立博物館は、昭和61年に県立の博物館として開館し、平成18年に開館20周年を迎えました。博物館は、これまでの県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、さまざまな活動をしてきました。

近年、社会情勢の変化による、博物館の存在意義の見直しと博物館ニーズへの積極的対応が要請されております。このため、今回、新しい時代の博物館として目指すべき目標を「使命」としてとりまとめました。

ついては、社会に対する責務を明確にするとともに、博物館に対してみなさん

のご理解を深めていただくため、その内容を公表いたします。

目標

福島県は、関東・北陸・東北地方の接するところに位置し、美しく豊かな風土のもと、時代を通して文化交流の地として発展し、特徴のある歴史・文化を形成してきました。また、広大な面積をもつ本県は、中通り・浜通り・会津地域に分かれ、それぞれ異なる風土と生活文化をもっています。

福島県立博物館は、こうしたユニークで多様な歴史・文化が生み出した遺産とその背景にある自然に関する資料を収集・保存し、大切に未来へ引き継ぐとともに、研究を通して、資料のもつ価値を明らかにします。そして、収集した資料や研究の成果を世界に向けて発信するため、さまざまな形で公開します。

また、人々が地域の課題を調査・研究することを支援し、地域文化の新しい価値を創造することに寄与するとともに、みなさんが博物館を利用しやすいように、人と人との交流を大切にすることを目指します。

これらを基本に、次のような博物館を目指します。

1. ふくしま発見博物館
2. 出会いふれあい博物館
3. あなたも主役博物館

活動の指針

目標を達成するため、次のような機能を充実させます。

【専門機能】

1. 地域の文化遺産の収集と継承
2. 最新の研究による新たな資料価値の発見
3. 来るたびに発見がある展示とニーズに応じた学習支援

【交流機能】

4. 楽しくて出会いのある空間の創出
5. 博物館事業への住民参加
6. 博物館情報の発信と公開
7. 地球ネットワークの拠点
8. 新しい観光ニーズへの対応

【運営機能】

9. 使命の明示と事業の点検
10. 人材の育成と機能的な組織

次ページの表で示されているように、年間入館者数が県の人口の約5% (平成18年度実績) であることは、県民のための博物館ということからすれば決して高い数字であるとは言えない。また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示

した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる観覧者の増加が望まれる。なお、平成16年度については、企画展「アトオゾ スタター・ウオーズ展」の影響で観覧者が平成17年度、18年度に比較して多くなっている。

入館者数 (単位 人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
有料			
常設展	25,451	18,923	21,780
企画展	75,487	4,984	21,901
計	100,938	23,907	43,681
無料			
常設展	54,947	56,214	57,366
企画展	3,226	1,834	3,639
計	58,173	58,048	61,005
常設展	80,398	75,137	79,146
企画展	78,713	6,818	25,540
合計	159,111	81,955	104,686
計	7.6	3.9	5.0
(県人口に占める割合)			
県の人口	2,105,267	2,096,406	2,081,243

※県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報BOX」の「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）」による。

※企画展
平成16年度 アトオゾ スタター・ウオーズ展 64,436人 他
平成17年度 婚礼 3,778人 他
平成18年度 徳川将軍家と会津松平家 19,483人 他

【意見】

私は、「第2部 図書館」で述べたとおり、教育とは、教えて育てて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみ

では教育・文化レベルの向上は難しいと考えているが、これまでの博物館の運営においては、館側からの働き掛けつまり義務的な面が弱かったと考える。例えば、県が推進している「ふくしま教育旅行サポートプログラム」の冊子及びホームページにおいては、博物館で開催している各種体験講座等が掲載されていない。会津の地は、県内及び県外からの修学旅行も期待できることから、このような姿勢は積極性が足りないと思われる。

今後は新規利用者を増やすため、自らの力で観覧者を増やそうとする積極性が必要である。

以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

- 博物館に興味を持ってもらう、新規に利用してもらう仕組みづくり
- 各学校と連携して、授業の一環として県立博物館を利用してもらう。
- 現役及び退職教員（主に歴史）や地域の歴史に興味のある人を博物館ボランティアとして募集し、博物館の案内人として博物館運営に協力してもらう。
- 学芸員を学校や公民館等へ派遣する事業をより積極的に実施する。
- 学芸員や博物館ボランティアが、所蔵する展示品について感想を書いて地元紙等に投稿する。県立博物館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。
- 展示品の選定において、県民の意見を反映させる。具体的な方法としては、ホームページの活用、意見箱を設置する。
- 企画展について開館時間を延長させる。
- 隣接している鶴ヶ城とタイアップした展示品を置き、鶴ヶ城と博物館を一緒に回るツアーを開催する。ツアーの引率は学芸員、博物館ボランティアが担当する。また、鶴ヶ城と博物館の双方を観覧する場合は、観覧料を割り引くといった制度を作る。

5 財務事務

(1) 展示品等の管理

財務規則に基づき、展示品のうち取得金額が100万円以上のものは重要物品として「物品（重要）登録一覧表」で管理され、当該展示品には品名記号を記した標識が貼付されている。

しかし、実際の展示品管理においては「ミュージアムキーパー」と呼ばれるコンピュータシステムが用いられ、先の品名記号とは別の番号で管理されていた。管理するに当たって、支障がなければ問題ないが、私が「物品（重要）登録一覧表」に掲載されている展示品を実際に確認しようとしたところ、担当職員が当該展示品を特定するのに数十分を要した。

【意見】

1つの展示品に対して、2種類の記号を与えて管理することは、煩雑であり非

効率である。特に高額な物については、対応表（任意様式）を作成しているようであるが、そのような労力を費やすのであれば、そもそも記号を統一して管理すべきと考える。

(2) 不用物品
財務規則によると、不用の決定について

（不用の決定等）
第151条 物品管理権者は、供用若しくは処分が必要がない物品のうちに管理換え若しくは分類換えによるも適切な処理することができる旨と認められる物品があるとき、又は供用若しくは処分をすることができないと認められる物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。

と規定され、老朽化して使用不能、貸付不能となったものについては、不用の決定つまり処分することができる旨とされているが、博物館の備品を確認（サンプリング調査）したところ、以下のものが使用できない状態にもかかわらず、物品管理簿に掲載されていた。

備品番号	規格等	取得年	取得価額	備考
S61-1	リコーオートプリアンター-1600	昭和61年	950,000円	オフセット印刷

【指摘】

使用不可及び売払い不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に不用の決定を行い、処分すべきである。

(3) 物品管理簿

以下の物品については、取得金額が100万円以上であり、本来は「物品（重要）登録一覧表」に掲載されるべきであるが、取得金額が100万円未満の物品を対象とする「物品管理簿」にも重複して掲載されていた。

品名	型番	取得価額
眼底カメラ	キヤノン無散瞳CR3-45NMM	2,200,000円

【指摘】
早期に是正する必要がある。

第5部 共通事項

1 館長の非常勤

県立美術館と博物館の館長は、県立図書館とは異なり、非常勤であり、それぞれの分野の専門家に委嘱している。それぞれ勤務日については、「福島県立美術館非常勤館長の身分等に関する要綱」により16日以内、「福島県立博物館非常勤館長の身分等に関する要綱」により4日以内と定められている。

平成18年度の勤務実績は以下のとおりである。

（単位 日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
美術館	13	10	12	10	12	13	12	13	10	13	12	12	142
博物館	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	45

【意見】

県立美術館と博物館の業務は、以下のとおり条例で規定されている。これらの業務の実施に際しては、組織のトップとして館長が職員を指揮することが必要である。

福島県立美術館条例

（業務）

第3条 美術館において行う業務は、次のとおりとする。

- 1 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- 2 美術に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 3 美術に関する講演会、講習会、映画会、研究会等を開催すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

福島県立博物館条例

（業務）

第3条 博物館において行う業務は、次のとおりとする。

- 1 歴史、考古、民俗、美術工芸、自然等に関する実物、標本、模写、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料を収集し、保管し、及び展示する

- こと。
- 2 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 3 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
 - 4 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
 - 5 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

また、「福島県立美術館条例施行規則」及び「福島県立博物館条例施行規則」から館長の主な業務を抜き出すと以下のとおりである。

- 臨時に休館し、または臨時に開館できる
- 開館時間を臨時に変更できる
- 年間観覧者に年間観覧券を交付する
- 普通観覧料について免除する
- 観覧料の免除を承認したときは、観覧料免除承認書を交付する
- 観覧料の全部又は一部を返還する

なお、文化三館の館長（「教育機関の長」）の事務決裁関係については、以下のとおり規定されている。

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程

(専決)

第4条 教育機関の長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- 1 所属職員の事務分担の決定に関すること。
- 2 当該教育機関の長及び所属職員の旅行命令に関すること。
- 3 当該教育機関に置かれる附属機関の委員の旅行命令に関すること。
- 4 証人等の旅行の依頼に関すること。
- 5 所属職員の特殊勤務の実績の確認に関すること。
- 6 当該教育機関の長及び所属職員の扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定に関すること。

- 7 当該教育機関の長及び所属職員に係る児童手当の認定に関すること。
- 8 当該教育機関及び附属する施設の利用及び管理運営に関して、必要な事項を定めること。
- 9 福島県情報公開条例の規定に基づく公文書の開示等に係る事務で次に掲げるものに関すること。
- ア 公文書開示請求書の受理及び進達
- イ 定例的な公文書の開示の請求に対する決定
- 10 福島県個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の保護に係る事務で次に掲げるものに関すること。

個人情報取扱事務の登録

- イ 自己情報開示請求書の受理
- ウ 定型的な自己情報の開示の請求に対する決定
- エ 自己情報訂正請求書の受理
- オ 定例的な自己情報の訂正の請求に対する決定
- カ 自己情報取扱是正申出書の受理
- キ 自己情報の取扱の是正の申出に対する処理
- 11 前各号に定めるもののほか、軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在なときは、主務次長（当該事務を整理する次長をいう。）がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第7条 前条の規定により代決することのできる事務は、急処を要するものに限るものとする。

(後開)

第8条 代決した事務は、定例又は軽易なものを除き、後開を受けなければならぬ。

(準用)

第9条 前三条の規定は、教育機関の長の代決に準用する。

以上館長の業務を示したが、その内容は多岐に渡る。館長の業務は、定例的な事務処理の他に、館のトップとしての確な判断及びリーダーシップが求められるものがあることは言うまでもない。特に学芸員への専門的な指導、助言については、一般行政職である副館長が行うことは難しい。現況においては、館長は非常勤であり、美術館は週3日、博物館は週1日程度の勤務となっており、館の運営状況を把握し、的確な判断を下すことは容易なことではない。

よって、現況のように各分野の第一人者と云われる人を非常勤館長として迎える場合については、館長をサポートする体制を整備する必要がある。

具体的には、副館長については、行政職ではなく美術の専門家（学芸員、美術の教員）を充てる、決裁関係については、副館長の代決という形ではなく、あらかじめ館長決裁区分のものを副館長決裁に整理しておくこと等が考えられる。

2 観覧料等の指定金融機関への払込み

県の機関においては、財務規則第63条第1項により、収入は収納した当日に指定金融機関に振り込むことが原則になっている。

ただし、県立美術館及び博物館のように指定金融機関の営業日でない日に、業務を行い収入がある機関については、同条第2項及び第3項により特例が認められている。

(現金等の指定金融機関等への払い込み)

第63条 出納機関は、現金又は証券を収納し、又はその引継ぎを受けたときは、別段の定めがある場合を除くほか、現金等納付書により、その日のうちに指定金融機関に払い込まなければならない。ただし、……。

2 前項の規定にかかわらず、会計管理者が指定する出納機関にあっては、収納し、若しくは引継ぎを受けた日の翌日に又は……にまとめて払い込むことができる。

3 前二項に規定する払い込み日が休日等（会計管理者が指定する出納機関にあっては、休日等又は当該出納機関の属する公所が執務を行わない日）に当たるときは、前二項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を払い込むべき日とする。

上記の規定により、美術館及び博物館の観覧料等については、以下のとおり指定金融機関への振込を行っている。

収入日	振込日
火曜日	水曜日
水曜日	木曜日
木曜日	金曜日
金、土、日曜日	火曜日
休日等	翌日

具体的な事務の流れは以下のとおりである

- ① 閉館後に受付から現金とチケットを受領
 - ② 事務室において、現金とチケットを照合
 - ③ 確認後に現金を金庫に保管
 - ④ 翌日（金、土、日曜日は火曜日）に指定金融機関に入金
- よって、観覧収入がある場合は、指定金融機関の営業日以外（土、日、休日等）は毎日、指定金融機関へ入金することになる。現実には、観覧料がゼロの日はないので、火～金曜日（月曜日は両館とも休館）は毎日、事務職員が指定金融機関に行っている。
- 次ページに平成18年度の指定金融機関への振込の実績を示した。

(単位 円、回)

収入	振込回数	左記のうち10万円以内の振込回数	左記のうち1万円以内の振込回数	平均振込額	最高振込額	最低振込額	主な収入内容	
年間現金収入	173	98	24	187,702	1,525,880	3,490	観覧料等	
美術館	16,572,955	197	159	41	84,127	1,681,180	2,860	観覧料等
博物館	7,280	29	29	251	1,720	20	複写料金	

【意見】

入金に際しては、事務職員が公用車で指定金融機関へ出向いており、当然その分については、人件費、ガソリン代をはじめとするコストが掛かっている。

また、現金を持ち歩くことから一定の危険もある。

上記の表から判断すると、美術館及び博物館においては、かなりの頻度で職員が指定金融機関に出向いていることが分かる。両館とも、財務規則に則り適正に指定金融機関への振込をしているが、費用対効果の点から考えると、

- ① 現金残が10万円を超えるときに払い込みをする
 - ② 入金する日を一週間に1回（休館明けの火曜日）にする
- といった特例を設けることを提言したい。

3 観覧料免除

美術館、博物館の観覧料については、免除の規定が以下のとおり設けられている。

福島県立美術館条例 福島県立博物館条例

(観覧料の免除)

第4条 知事は、公益上の必要が認められるときは、規則で定めるところにより、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

福島県立美術館条例施行規則 福島県立博物館条例施行規則

(観覧料の免除及びその手続)

第4条 館長は、条例第5条の規定により、次の表の上欄に掲げる場合における普通観覧料について、同表の下欄に掲げる額を免除するものとする。

普通観覧料を免除する場合	免除する額

普通観覧料を免除する場合	免除する額
1 大学生（これに準ずる者として福島県教育委員会教育長が別に定める者を含む。）及びその引率者並びに高校生、中学生及び小学生（これらに準ずる者として教育長が別に定める者を含む。）の引率者が、学校教育に基づき活動として観覧するとき。	条例別表に定める普通観覧料の額の全額
2 県又は市町村が主催する講習会、講座等の活動として観覧するとき。	条例別表に定める普通観覧料の額の100分の50に相当する額（引率者にあつては全額）
3 国民の祝日に関する法律第2条に定めることの日、敬老の日及び文化の日に観覧するとき。	条例別表に定める普通観覧料の額の全額
4 知事の発行する外国人留学生文化施設等無料観覧証の交付を受けている者が観覧するとき。	条例別表に定める普通観覧料の額の全額
5 その他免除することが公益上適当と認めるとき。	教育長が別に定める額

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例

(使用料の免除)

第2条 障害者基本法第2条に規定する障害者のうち次に掲げる者及び当該免除対象障害者の介護のため現に同伴する者のうち規則で定める者が別表の上欄に掲げる公の施設を使用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる使用料を免除する。ただし、当該公の施設の使用が貸切り使用の場合においては、当該公の施設を使用する者の半数以上が免除対象障害者であるときに限り、当該使用料を免除する。

両館において、免除の申請が必要なケースは、主に以下の2つであるが、

① 小学生～高校生の引率者、大学生及びその引率者が学校教育に基づき活動として観覧

- ② 福島県立美術館条例施行規則第4条第1項の表の第1号、福島県立博物館条例施行規則第4条第1項の表の第1号) 県、市町村が主催する講習会、講座等の活動として観覧 (福島県立美術館条例施行規則第4条第1項の表の第2号、福島県立博物館条例施行規則第4条第1項の表の第2号) この場合は、以下のとおり事前に申請する必要がある。

福島県立美術館条例施行規則 福島県立博物館条例施行規則
(観覧料の免除及びその手続)

第4条……

2 観覧料の免除を受けようとする者は、前項の表の第1号又は第2号に該当する場合にあっては観覧しようとする日の3日前まで、……に観覧料免除申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

つまり、観覧料の免除を受けようとする者は、観覧日の3日前までに申請書に必要事項を記入して提出しなければならない。

以下に、平成18年度における免除実績を示した。
◆美術館……1件 (個人5名、免除金額1,300円、時期：5月) ◆博物館 (単位件、人、円)

	平成18年度												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1号	件数	個人	14	41	41	6	54	30	3	1	4	194	
		団体	209	446	853	199	74	494	443	75	10	19	2,835
		計	223	487	894	205	74	548	473	78	11	19	3,029
第2号	金額	個人	47,530	104,320	189,790	43,350	15,540	117,780	100,830	16,530	2,360	3,990	645,790
		団体	2	17		3	1	2	9	1	1		19
		計	2	17		3	1	2	9	1	1		19
第2号	人数	28			89	12	59	355	40			633	

金額	45	89	12	69	371	40	50	72055
	計							
金額	5,130	9,345	1,260	7,495	39,355	4,200	5,250	717,845

※第1号の免除額は、観覧料の全額

(個人＝260円、団体＝210円)

※第2号の免除額は、観覧料の100分の50

(個人＝130円、団体＝105円)

計	件数	543
	人数	3,705
金額		717,845

平成18年度の実績は、美術館においては教員引率で1件の5名、博物館においては、543件の3,705名であった。修学旅行の時期（5～6月、9～10月）に集中している。

【意見】

観覧料の免除を受けようとする者は、事前に所定の申請書を手手して、必要事項を記入した上で観覧日の3日前までに館に提出しなければならぬが、免除する金額もそれほど多くない中で、利用者及び館側の不便や手間を何とも思わないことは、効率思想の欠如と考える。また、博物館法には以下のような規程があり、

(博物館の事業)

第3条 博物館は前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる事業を行う。

- 1 ～
- 10

2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

この趣旨からしても、利用者及び行政の双方にとって、煩雑な免除手続を行う必要があるか疑問である。事前に申請書を提出させるのではなく、観覧時に身分証明書を提示するといった簡便な方法の導入をぜひ検討していただきたい。

なお、先に示した平成18年度の免除実績においては、両館の間に大きな差があったが、来館者の数、構成に多少の違いはあるとしても、両館の性質、根拠規程及び事務手続は類似しており、このような著しい違いが生じることは普通考えられない。監査の結果、美術館の運営において以下の問題点があることが原因であると考えられる。

原因：そもそも利用者に対して免除制度の周知が不十分である

実際に、美術館のパンフレット及びホームページを確認したところ、免除に触れている箇所は全くなかった。これに対して博物館は、パンフレット及びホームページに免除制度に係る説明、申請書の様式が掲載されている。

一部のケースを除いては利用者から免除申請書の提出がなければ当然、観覧料を免除することはできないが、相手方から申請のあった分を処理するだけではなく、免除制度を県民に対して分かりやすくPRすることも美術館の業務に含まれる。現状においては、利用者の視点に立っていないと言いうことができる。

美術館においては、まず、自分たちの業務、役割を改めて認識し直し、先に述べた問題を早期に是正する必要がある。

【指摘】

博物館のホームページに掲載されていた免除申請書の「記載要領」において「観覧日の1週間前までに返信用封筒（切手貼付・宛先明記）同封のうえ、郵送してください（FAX不可）。申請期限が厳守されない場合、承認できないこともありますので、あらかじめご了承ください。」との記載があったが、条例施行規則上は「観覧しようとする日の3日前まで」であり、運用において関連規程との相違があった。

事情としては、観覧者数に応じた解説員（非常勤嘱託員）を勤務させるためには、事前に勤務日の調整が必要であり、条例施行規則で規定されている3日前ではなく1週間前を提出期限としていることであった。

博物館からの説明では、処理が間に合う場合は、3日前でも受付して処理しているとのことであった。

免除制度と解説員の勤務日調整は別問題であり、条例施行規則に則った運用が望まれる。

4 人的要素が大部分を占める委託契約

以下に美術館における受付等業務委託の契約金額の推移を示した。平成18年度まではA社を相手方として随意契約により契約を締結していたが、平成19年度においては、指名競争入札によりB社が落札することになった。

(単位 円、日)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
業者	A社	A社	A社	B社
契約額 (税込)	33,977,790	33,600,000	37,726,500	23,940,000

契約額 (税抜)	32,359,800	32,000,000	35,930,000	22,280,000
企画展の日数	137	134	224	147

※平成18年度においては、企画展の日数が多かったことから契約額が大きくなっている。

上記の契約金額の推移からは、指名競争入札を導入した結果、平成19年度の契約額は、平成18年度のそれと比較して約37%低下している。企画展の日数が減っていること(常設展の日数は毎年度ほぼ同じ)を差し引いても、大幅に低下していることが分かる。

本業務委託の主な内容を、仕様書から抜粋すると以下のとおりであり、その性質は全て原材料、機材を伴わない人的サービスである。

- ① チケット売場での受付・案内業務
- ② 常設及び企画展示室受付業務
- ③ 展示室での監視業務
- ④ 観覧券の発売業務補助
- ⑤ 凶録等販売業務補助

仕様書においては、従事者の条件として以下を定めている。

- ① 心身健康で明朗な者で、短大卒業又はこれと同等以上の学力と見識を有する者であること。
- ② 素行が良好で美術品の品位を損なう恐れがない者であること。
- ③ 美術館業務に理解と関心を有する者であること。
- ④ 責任体制を明確にするため、経験知識と統率力のある者を業務主任者として2名選任し、契約期間中常時配置する。

【意見】

受付等業務委託の内容は、その大部分が人的サービスのサービスであり、業者に支払われる委託料は、業者の取分を除けばほとんどが従事者の給料となる。

平成19年度に指名競争入札を導入した結果、契約金額が大幅に低下したことを先に述べたが、通常と考えれば業者から従事者に支払われる給料も低下することになる。工事請負契約のような人的要素の他に余地があるが、本件のような人的要素が大部分を占める委託契約については、そのような余地がなく、契約金額の低下がダイレクトに従事者の給料に影響することが考えられる。さらに業者間の競争が激化すれば、最低賃金に触れるような事態が起きる可能性も否定できない。人的サービスが大部分を占める委託契約については、最低賃金に触れるような

極端な安値入札つまり従事者の著しい待遇悪化を回避し、委託契約の質を確保するため、公共工事と同様に最低制限価格を導入することを検討すべきと考える。また、美術館の受付等業務委託は、単純労務ではなく一定の専門的知識を要するものであるとすれば、性質上競争入札に馴染まないものとして随意契約、そのサービスを4月1日から提供しなければならぬことを考慮すれば、複数年契約(①債務負担行為による複数年契約、②長期継続契約(債務負担行為によらない))での締結も視野に入れらるべきであると考えられる。福島県においては、長期継続契約できる契約について「福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」において、以下のとおり規定している。

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- 1 一般の事務の用に供する電子計算機、複写機その他の機器(当該電子計算機において使用するソフトウェアを含む。)を借り入れる契約
- 2 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- 3 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約

他自治体においては、長期継続契約できる契約として上記の3つの他に、施設の管理業務(清掃、人的警備等)を含めているところもあるが、この場合、美術館の受付等業務委託のような契約も長期継続契約の対象とすることが可能である。福島県においても、4月1日からそのサービスを提供しなければならぬ施設の管理業務については、長期継続契約の対象とすることを検討すべきであると考えられる。

5 行政財産使用料の免除

美術館及び博物館においては、利用者及び職員が利用するレストラン(民間事業者)が入っている。両館とも事業者から行政財産使用料(いわゆる家賃)と管理経費(光熱費等の実費分)を徴収している。

使用料については「行政財産の使用許可基準」で規定された所定の算式で求められる。

美術館、博物館のレストランに係る使用料等 (単位 円、%、㎡)

使用料 (減免適用前)	美術館	博物館
	2,596,568	1,122,252

減免率	60	60
減免後使用料	1,038,627	448,901
減免後使用料 (月当たり)	86,522	37,408
使用許可面積	174.67	80
営業時間	10:00~20:00	10:00~17:00

美術館及び博物館のレストランについては、次ページに示した「行政財産の使用許可基準」の「2 県の職員又は学生若しくは生徒、入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生用に供するとき」に該当するとして60%の減免を行っている。

2 使用料の免除
 条例第3条に規定する使用料の免除は、次表に定めるところによるものとする。

使用の目的	免除の限度
1 県職員（教職員及び警察職員を含む。）の組織する消費組合、労働団体、互助団体、共済組合その他これらに類する団体又は法人が、その事務事業に供するとき	10/10以内
2 県の職員又は学生若しくは生徒、入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生用に供するとき	10/10以内
3 県の施設の用に供される専用電柱及び専用設備の用に供する場合	10/10以内
4 県の事務事業の推進に密接に関連する、社会福祉、教育研究等の営利を目的としない社会一般の福祉に寄与する事業の用に供するとき	10/10以内

公益的見地からの必要性	免除の限度
5 他の地方公共団体その他の公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき（利益をあげない場合に限る。）	10/10以内
6 公共的団体その他の団体が、社会福祉、教育研究等の営利を目的としない社会一般の福祉に寄与する事業の用に供するとき	5/10以内
7 公共的団体その他の団体が、文化、体育等の活動で一時使用するとき（利益をあげない場合に限る。）	10/10以内
8 使用許可の相手方が、当該行政財産の維持又は保存の費用（管理経費は除く。）の全部又は一部を負担しているとき	負担している額の範囲内の額
9 使用許可の相手方が、当該行政財産を寄付し、又はその取得の費用の全部若しくは一部を負担しているとき	寄付し、又は負担した額の範囲内の額（ただし、取得後20年を経過した場合を除く。）

基準によれば免除率については、10/10以内とされているが、個別案件に対する具体的な率は示されていない。
 教育庁で作成した使用許可の書類によれば、減免率を60%とした根拠は以下のとおりである。

◆美術館

美術館、図書館の周囲に飲食店が少なく、また、来館者が館内で休憩、歓談できる場所が必要であることから、来館者へのサービスのために軽食喫茶営業は必要である。
 館内での軽食喫茶は休館日には営業できず、客層は美術館、図書館来館者が大部分であると思われる。
 設置者である県教委としても館内軽食喫茶営業を必要としており、行政財産使用料については以上の理由から業者の経営についても勘案し、6割減免としてきたところである。
 このため、行政財産の使用許可基準2.2（免除の限度10/10以内）に基づき、使

料の6割を減免することとした。

◆博物館

博物館の周囲に飲食店が少なく、また、博物館の来館者が館内で休憩、歓談できる場所が必要であることから、来館者へのサービスのために軽食喫茶営業は必要である。

館内での軽食喫茶は休館日には営業できず、客層は博物館来館者が大部分であると思われる。

設置者である県教委としても館内軽食喫茶営業を必要としており、行政財産使用料については以上の理由から業者の経営についても勘案し、6割減免としてきたところである。

このため、行政財産の使用許可基準2-2（免除の限度10/10以内）に基づき、使用料の6割を減免することとした。

両館とも同じ理由による免除であるが、どのような理由により60%とされたかは全く示されていない。

【意見】

両館とも開館以来、減免率を60%としていたが、その具体的な理由、算出根拠が示されていない。教育庁での許可書類によれば「業者の経営についても勘案し」との記載があるが、実際には経営状況の分析はされておらず、理由としては成り立たないと考ええる。

県全体でかなりの行政財産使用料の免除があることを考慮すると、案件毎に調査、分析を行って免除率を決めることは事務手続上煩雑で非効率であり、そうであれば例えば、条例及び規則等でケース毎に一定の減免率をあらかじめ決める方法もあると考ええる。

また、県の使用料の額は、条例で定められることになってはいるが、実態として本件のように任意に減免率を設定できることは、現行制度の不備と考える。

6 指定管理者制度

指定管理者制度とは、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に代行させる仕組みであり、そのための地方自治法の一部改正が平成15年9月に行われた。自治体の施設サービスは、従来、公社や公共的団体等にその委託先が限定されてきたが、住民ニーズに対応した効率的運営を図るためには民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられたことにより、これまでの管理委託制度から、民間の会社法人、NPO、ボランティア団体など施設管理者を広く公募する本制度

に切り換えられることになった。

福島県においては、平成18年度から本格的に導入され、文化関係の施設では、福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県文化財センター白河館等で実績がある。これらの施設においては、実際に、営業日数、利用時間帯、受付時間の拡大等の実施でサービス向上が図られている。

なお、県は平成16年10月に策定（平成19年2月改訂）した「アウトライン経営計画」において、文化三館について管理運営等の在り方等の検討をすべき施設と位置付けており、所管する教育委員会においては、指定管理者制度も含め検討の段階である。

【意見】

文化施設については、自治体が責任を持って直営で管理すべきとの意見や、文化に費用対効果の考え方を導入することは馴染まないとの議論もあり、導入に際しては解決すべき課題が多いと思われるが、制度導入のメリット、デメリットの比較、先進事例の検証等を行い、引き続き検討をしていく必要があると考える。